

Title	財政経済評論
Sub Title	
Author	浪速, 次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.4 (1919. 4) ,p.535(93)- 546(104)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190400-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

米國、英國、佛國及び其他の諸國は之が對應策を講せねばならぬ。而かも、實際には、獨逸が此種の術策を弄し得る地位に再び立つが如きこととはあるまいと思はれる。そは兎もあれ、獨逸に於ける商工業及び銀行をして獨逸政府の走狗たるの地位より脱却せしめ得る國柄に獨逸の政治組織を改造することを以て媾和の一要件とす可きである。

十一、商工業を政治家の權謀術數より解放せよ。這次戰爭の結果が若し英米佛の企業家をして各其の政府の手先たらしむること猶ほ戰前の獨逸に於けるが如くであるならば、吾人は無益に干戈を動かしたものであると云はざるを得ない。若し今次戰爭が世界各國間の商業取引上に軋轢を生せしめ且つ戰亂を惹起せしむるの傾向を有したる獨逸式の商業政策をば世界の諸國をして一般に採用せしむの結果を呈するとせば、

吾人はデモクラシーと自由とを全世界に普及する爲めに戰爭をしたのであると云ふことは出来ない。商業は、正直に之を行へば、平和を確保するものであつて、戰爭を誘致するものではない。換言すれば、正直に行ふ商取引は商人と商人との間に於ける、又國と國との間に於ける關係を親密ならしめ、衝突の機會を減殺するものである。國際貿易が世界の平和を脅かすは商業が大規模に組織立てられ、權謀術數を弄する外交家及び軍國主義の政府に依りて手段として利用せらるゝときに限るものである。(終)

財政經濟評論

浪速次郎

一 豫算案の鶴香 十億圓に上る巨額の經常及び臨時費を計上せる大正八年度の歲計豫算案が貴衆兩院を無事通過せることは現内閣の一大成功であつて、且つ政黨政治の首途を祝福するものであると云はざるを得ない。衆議院に於て反對黨が豫算編成上の缺陷を指摘論難するに止め、修正の動議を提出しなかつたのは、此豫算案の安産に依りて、我國最初の政黨内閣の權威を高め、將來政友憲政兩派の間に於て交互に内閣を組織し得るの氣運を促進せしめんとこの下心より出でたものではあるまいか。勿論、憲政會が修正案を提出したとて、通過するの見込は無かつたのである。然しながら、下院に於て若し

修正案が提出せられて、其の討議の爲めに、豫算案が政府黨の駆引に依りて辛ふじて通過したのであると云ふが如き印象を與へなば、或は上院に於ける審査が一層綿密に行はれ、其の結果として、一錢一厘の削減を加へられずして衆議院を通過せる豫算案が貴族院に於て修正せらるゝの非運に遭遇し、原内閣は是れが爲め其の面目を失し、切角實現せらんとして居る政黨政治が茲に一頓挫を來さんも測り知り難いのである。

又、保守的氣分の漲れる貴族院が我國最初の政黨内閣の編成提出せる最初の豫算案に對して何等修正を試みることなくして、無事平穩の中に之を通過せしめたるは、同案が下院にて殆んど全會一致にて通過したるの事情ある以外に、原内閣が、縱令純粹の政黨勢力を基礎とせるものであるとは云へ、大隈寺内兩内閣の失政の後

を受けて組織せられたものであるが故に、多少の好感と好奇心、並に之に伴ふ寛容の態度を以て現内閣を迎へた爲めと、又一方に於ては、現内閣が媾和大使を佛國に派遣するに當りて、穩厚の君子として知らるゝ、牧野男を副使として先發せしめ、更に正使としては門地、識見、經歷並に人格に於て最適任者と看做されたる西園寺侯の出慮を促がし、同時に巴里に於ては名義上に過ぎずとは云へ、國際聯盟の盟主國の仲間に割込むことに成功せるのみならず、先着大使をして國際聯盟規約草案に對する我國の修正案として人種的差別の徹廢を提議せしむる等、巧に一般國民、殊に貴族院議員の注意を外交に嚮はしめた爲めであらう。

其の原因は何であらうと豫算の安産は現内閣に取りては兎に角一大慶事であつて、政黨政治の幸先甚だ良しと謂つ可きである。而かも、此

るは必ずしも咎む可きもので無いのみならず、當然許容せらる可きである。されど、既に過去の事實であつて、其の實情が判明するも、豫算案の内容を批判する上に何等効果なき事項に就きて、各質問者が數時間に亘つて所管大臣の辨明を強要し、國務の滯滞曠廢を來たしむるを快とせるが如きは果して國會議員の職責を全うするものであると云へやうか。内治外交の眞想を究明するには豫算委員會以外に幾多の機會が與へられてゐるではないか。又、一般國民が興味を感ぜざる一瑣事に就きて特に一二議員が知悉し度ければ、所管の官廳に赴きて之が説明を求む可きであつて、必ずしも豫算總會又は分科會の席上に於て當局者と押問答して豫算案其物に對する嚴正なる審議を妨害するにも及ぶまい。

勿論、豫算案其物が假りに完全無缺に出來上

豫算の鵜呑は一般國民に取りて慶賀す可き事であらうか。議會は果して豫算案の審議討究に關して國民の信任に背くの行爲が無かつたであらうか。貴衆兩院共に豫算案の審査に對して型の如く三週間の時日を費したのではあるが、委員會に於ける議員の質問は例の如く豫算案には縁の遠き事項に關するもの其の大部分を占め、歳入の費目、計數に對する眞面目の審議は殆んど餘興的に行はれたに過ぎないでは無いか。勿論、立法院は、政府の監督機關として、人民に代りて、一般の施設及び行政に關して、政府をして實狀を公示せしむる義務と權利とを有して居る。而して、財政計畫は取りも直さず政務執行上必要とする經費の金額を定め、且つ其經費に相當する収入を圖るものに外なら無いが故に、國會議員が豫算案を審議するに當りて、其の根柢たる政府の施政方針に就きて質問を發す

つて居るとすれば、兩院が之に對して一錢一厘の削減を加へざりしとて、之を非難す可きではない。然しながら、原内閣の豫算案は歐洲戰爭が尙ほ一兩年は繼續するであらうと思惟されて居つた昨年の夏に作製したる歳入出概算書に基きて編成せられたものであるが、其の編成完了後若しくは完了間近に於て、突如休戰條約が締約せられたのであるが故に、本年度に對する豫算案は當然幾分か修正せらる可きものであると看做し得るではあるまいか。若し政府が豫算案提出期前に之を變改すること不可能であつたとするならば、下院に於ける審議中に胸襟を開きて其の修正を求め又は應諾す可きであつた。

斯く云へばとて、吾人は決して過去に於て屢々試みられたるが如き豫算案に對する下院の多數黨又は貴族院の政略的修正に賛成するものには無い。反對黨が政府に對する不信任を表明せ

んとし、或は又政治上政府を窮地に陥れんと欲するならば、別に方法がある。必ずしも豫算案を不成立に了らしめ、國務の澁滞を醸成するに及ぶまい。要するに、吾人は將來貴衆兩院議員が政府黨たるに反對派たるを問はず共に豫算案に對しては特に是々非々主義を採り、一層慎重の態度を以て、其の審議に當り、五千萬の同胞より搾り取りたる歳入が不急無益の事業に濫費せらるゝが如きことを豫防し、以て憲法及び習慣に依りて附與せられたる政府監督の權能を充分に行使せんことを切望して止まざるものである。

二期米の暴落 五月限定期米の東京相場は先月々始に三十四五圓臺であつたのが、中旬に及んで俄然暴落し、十八日には遂に二十七圓四十一錢迄下落した。此暴落の原因としては(一)投機相場に有り勝ちの反動、(二)春暖に基づく

地方貯藏米の賣急ぎ、(三)銀行の警戒の誘致せる資金融通の困難、(四)外米輸入の増加、(五)外米代用制の實施等を擧ぐるを得るのであるが、其の中最も重要なものは最後の二原因、即ち外米輸入の激増並に外米代用制に外なら無いと思はれる。政府が本年一月下旬米穀取引所に對して認可したる外米代用は四月限より適用せらるゝ等であつた故に、若し外米の輸入が圓滑に行はれたならば、二月中に於ける先限(四月限)相場は當然暴落す可きであつたのであるが、西貢米輸出の解禁が悲觀せられて居つたが爲め、同月中には期米は著しき低落を示さなかつた。然るに、其後殊に三月に入りて外米が多量に輸入せられたので、定期米の暴落を見るに至つたのである。従つて、先月中旬に於ける期米の激落は外米代用制と外米輸入の増進との共働的作用の誘致せるものと看做すことを得る。

先月中旬の安値が外米輸入の増加に依りて誘致せられたる現象であることは、期米相場と正米相場との値鞘を比較すれば、容易に之を察知することが出来る。例へば、二月十八日に於ける先限公定相場(東京)は三十九圓十七錢、中等正米相場(東京)は四十一圓二十錢であつた故に、其の開きは僅かに二圓に過ぎなかつたのであるが、夫れより丁度一ヶ月後なる三月十八日に於ける先限公定相場は二十七圓四十一錢で、中等正米相場は三十四圓七十錢であつたから、兩者の値開きは實に七圓餘に上つたのである。云ふ迄もなく、二月中旬の値開きは自然的のものであるが、三月中旬に於ける開きは不自然のものであつた。要するに、先月中旬の暴落は外米の代用に依りて人爲的に誘致せられた現象に外ならぬ。

勿論、外米代用制を實施したとて、若し其の

格付が當を得て居れば、期米が正米に對して著しき下鞘を呈するが如きことはあるまい。然しながら、外米の格付が、内地米と外米との間に於ける實際の値開きを無視して定められ、外米が實價以上の公定價格を付せらるゝとせば、取引所に於てグレシヤムの法則が行はれ、期米の相場は外米を標準とすることになる。米穀取引所が政府に認可を申請したる西貢米の格付は一石八圓であつたのであるが、政府は之を五圓五十錢に修正して認可した。惟ふに、八圓の格付を以て外米の代用が行はれたとしても、期米と正米との値開きは幾分が甚だしくなるに至つたであらう。況んや、五圓五十錢の格付を認可したのであるから、期米が外米化されるに至つたのは毫も怪むに足らない。

新紙の報する所に據れば、期米が暴落したので、政府の當局者は得意然として居るとのこと

である。成程政府は米穀取引所の公定相場を崩壊せしむるに成功した。然しながら、吾人は期米を食ふので無くして、正米を消費するのであるから、期米の相場が如何程低落するとも、正米が低落せざる間は、國民の生活費を軽減することは出来ない。尤も、外米の輸入が益々盛んに行はるれば、正米の相場も今後著しく低落するに相違ない。而かも、外米は既に産地に於て高騰しつゝあるが故に、正米相場、従つて白米小賣相場が期米の暴落と同一の程度に下落するが如きことはあるまいと思はれる。

三 利息制限法の改正 明治十年に太政官の發布せる利息制限法なるものがある。此法律に於ては、金銭の貸借上債権者の徴收し得る利子は元金百圓以下は年二割、百圓以上千圓未満は年一割五分、千圓以上は、年一割二分を最高限度とし、若し債務の履行に就きて訴訟の提起せ

られたる際に、契約利子が此法定歩合を超過する場合には、利子をば法定率に引直さしむ可きことを規定して居る。従つて、假りに甲が乙より金千圓を借用し、之に對して年三割の利子を支拂ふ契約を結んでも、法律上に於ては、甲は此契約を履行するの義務を有しては居らぬのである。勿論、甲は一割二分の利子は支拂はねばならぬが、夫れ以上の利拂は何時にても拒絶することが出来る。然るに、上記利息制限法は、訴訟の提起せられた場合に於てのみ、適用せらるゝものであるのみならず、何等罰則の規定が無いが故に、其法律が發布せられて以來今日に至る迄、公然法定歩合以上の利率を以て貸借が行はれて居つた。處が、本年の議會に於て、其法律に對する改正法案が代議士赤尾彦作君に依りて提出され、兩院を無事通過した。此改正法案に對しては、政府委員は同意を表したのであ

るから、不日其改正法律が發布に爲ること、思はれる。其改正の主意は利子の制限をば、元金百圓以下の場合には年二割より一割五分に、百圓以上千圓未満に在りては一割五分より一割二分、千圓以上は一割二分より一割に、孰れも現行率より低下せしむるに在る。此改正法律案提出の理由は、現行利息制限法の發布せられし當時と比較すれば、市場の利子歩合は著しく低落してゐるから、時勢に適應せしむる爲めに、現行法を改正する必要があるのみならず、現今貧富の懸隔が益々其度を高めつゝあつて、此兩階級の間で面白からざる關係を生ずる虞あるを以て、利息の制限を低下して、此惡風潮の緩和を圖るは一個の社會政策事業と看做し得ると云ふのであつた。

成程明治十年頃と比較すれば、利子歩合が一般に低落してゐるのは事實である。従つて、利

子の制限をも低下せしむると云ふことは頗る合理的の處置であるかの様に考へる人のあるのは尤のことではあるが、上記の改正に依りて、果して貧富の階級間に於ける軋轢を幾分にも緩和することが出来るであらうか。抑も利息制限法は空文にあらずんば有害の法律である。如何となれば、利息制限法は高利の貸借を阻止せずして、寧ろ却つて利子を騰貴せしむるの傾向を有するからである。何故に此法律が利子を騰貴せしむることあるかと云ふに、若し此制限が無かりしならば、高利貸が年二割五分を以て貸付に應ずる場合に、此法律が施行されてゐるが故に、三割以下ならば、貸付を行はざることがあり得るからである。利息が法律に依りて制限されて居ら無ければ、高利貸は契約通り債務者より二割五分の利子を徴收することを得るが、千圓以上の貸借に於ては、法律上一割二分

以上の利子の支拂を強請することが出来無いとすれば、縦令年二割五分の利子を受授するの契約を結ぶも、借主は法律上一割二分以上の利子を支拂ふ義務が無かのであるから、貸主は、實際には、夫れ以上の利子を受取ることが出来ざる虞がある。勿論、債務者の大多数は、法律上の義務の如何を問はず、契約を重んじて約束通りの利子を支拂ふに相違無からうが、或る高利貸が自己の債務者中に於て法定歩合以上の利子を支拂ふことを拒絶する者が一人にても在るかも知れずと思惟したならば、是れより生ずる損失を補填する目的を以て、總ての債務者より豫じめ利子の割増を要求するに違ひ無い。例へば、若し此高利貸が普通ならば二割五分の利子にて満足するのであるが上記の危険がある爲めに、借手が年三割の利子の提供せねば、貸付に應せぬであらう。是れ利子の法律上の制限が却つて

利子を高騰せしむるの結果を呈する所以である。

一般世人は高利貸を以て貪婪飽くことを知らざる無慈悲の人間であるかの様に思ふて居る。勿論、多數高利貸の中には不徳漢も少くあるまい。然しながら、彼等が高利でなければ資金を融通し無いのは、彼等が強慾非道の人間であるが故でなくして、相手とする債務者中に却つて背徳者が多きか、或は債務決済の能力を缺ける者尠からざるが爲めに、高率の利子を徴收しなければ、其の貸金事業の收支が相償はざるからである。換言すれば、高利貸は貸倒より生ずる損失をば、他の正直健實なる借主より徴收する高率の利子を以て補填して居るのである。従つて、此利子に對して法律を以て制限を加へなば、高利貸の損失は益々増加するの傾向あるを以て、高利は愈々高利と爲らざるを得ない。

要するに、斯くの如き有害無益の法律は廢止するのが當然であるにも拘らず、却つて制限率を低下して高利貸借の弊害を助長せんとするのは法律の改正では無くして改悪である。上記改正案の附託せられた衆議院の特別委員會では廢止論を唱へた委員があつたと云ふことであるが他の委員の賛成を得ることが出来無かつたのは遺憾である。而して、本會議に於ては、貴衆兩院共に、委員長の報告があつたのみで、質問も無ければ、賛否の演説も無く、諸種の請願と同様に、咄嗟の間に可決せられたのは、問題が實際上重要なもので無い爲めでもあらうが、經濟學理上議論の餘地が充分にある此法案が所謂御土産案等と同様に輕率に取扱はれたのは頗る呆氣無いと云はざるを得ない。

四 千住製絨所の拂下 官業の整理は多年の懸案であるが、現内閣は愈々一大英斷を以て之

が解決を試みんとして居るらしい。原内閣が若し誠心誠意を以て其の遂行に當り、好結果を擧ぐるとすれば、政黨内閣の信用を高むる上に於て之に勝るものはあるまいと思はれる。既に政府は手始として千住製絨所の拂下を聲明して、目下夫れに關する調査を急ぎつゝあると云ふことであるが、其の所管官廳が多年外界の容喙を峻拒して居つた陸軍省であるから、特に世人の耳目を聳動するは當然のことである。由來官業は民間事業の健全なる自然的發達を阻害する傾向を有せるものであるが故に、官業が漸次民營に移さるゝに就きては、主義としては反對する人は多くあるまい。然しながら、事業の性質及び國民經濟の實情より觀て、現状維持を以て却つて得策とする場合が無いとも云ひ難くはあるまいか。千住製絨所の如きは其の一例では無からうか。云ふ迄もなく、陸軍省は千住製絨所

製品の最大需要者であるから、同所が民間會社の經營に移せられたる後に於て、其會社と陸軍省との間の關係が果して世人をして何等の疑惑を懐かしめざる性質のものたり得やうか。陸海軍省と其の御用商人との間の關係に就きては、從來種々の風説が行はれ、既に再三議會の問題と爲つたでは無いか。千住製絨所を民間會社に拂下ぐる場合には、陸軍省に對する納品の價格は拂下の一條件として適當の標準を協定して政府の損失を豫防し、且つ品質に就きては嚴重なる監督を加ふる筈なりと云ふも、政府の加ふる此種の監督が往々にして適切ならざるは從來の經驗の示して餘りある所である。

然しながら、假りに拂下後に於ける弊害は論ずるに足らざる程の輕微なるものであると爲し、拂下を決行するとしても、其の形式の如何は重大問題たらざるを得ない。目下千住製絨所

の民營に移す過渡的の處置としては、官民合同の經營は必ずしも排斥す可きものでもあるまいと思はれる。民間の論客中には拂下をば競賣の方法に依りて行ふことを主唱せる者も尠くないが、競賣の方法を探るとすれば、入札者の資格を定むるに一大困難を感じる虞はあるまいか。拂下後に於ける製絨所と陸軍省との關係上、何人たりとも入札者たるを得ると規定することは勿論不得策である。さればとて、既設毛織物會社の中資本の多き會社のみに入札資格を與ふるとすれば、特別契約と何等擇ぶ所が無くなる。之よりも、寧ろ政府に於て千住製絨所の收益を概算して、此推算に基きて同所資産の現價を見積り、其推定額をば拂込資本額と看做し、之を政府の持分と定め、別に増資の形式を以て若干の株式をプリミアム付にて發行し、其の拂込金は事業の擴張資金として利用するとせば、官業

の處分方法として研究されつゝあるものが三つある。其の一は或る既設會社に對して特別契約に依りて拂下ぐることで、二は全國の同業者をして合同せしめて同所を引渡し、三は官民合同の經營に移す案である。此中第一案は最大拙策であると云はざるを得ない。此方法は拂下價格の協定に就きて必ず世人の非難を招くに相違ない。第二案は殊更に毛織物業を獨占事業たらしむるものであつて、一般消費者の利害を犠牲に供するの結果を呈することになるまいか。關稅を適宜に輕減すれば、其の虞れ無しと論ずる者もあるかも知れぬが、獨占業の利益を侵害する關稅輕減は容易に行はれるもので無い。更に、第三案も適當なる方法であるとは云ひ難い。官民合同の事業には幹部の人選其他に就きて種々の弊害の伴うものなることは滿鐵の經驗が之を示して居る。然しながら、製絨所を純粹

の拂下に伴ふ至難の問題なる資産の評価は容易に而かも比較的正確に行はるゝことになると思はれる。少くとも、此方法を探れば、公衆をして千住製絨所の資産に對する實際の評価者たらしむることを得る。如何となれば、假りに政府が同所資産を四百萬圓に評價し、此評價額を以て同所の拂込資本額と看做して、之を政府の持分とし別に一株百圓宛の株式一萬株、額面合計金百萬圓の新株をプリミアム付にて募集せりとする場合に、應募者が若し同所資産の實際價值は五百萬圓に上ると思惟するとせば、一株に付二十五圓宛のプリミアム付にて申込むであらう。蓋し五百萬圓の資産が四百萬圓に評價せられて居るのであるから、額面百圓の株は百二十五圓の實價を有するからである。

斯くして、會社組織を以て、一兩年間事業を經營し、収益は政府持分と増資株とに對して按

分比例を以て配當すると同時に、一方に於て此増資株をば株式取引所にて競賣に附せしむるとすれば、其の市價も自ら定まることになる。斯くの如く、新株の市價が定まりたる後に、政府が其持分に對して金額相當の株式を發行し、之をば取引所に於て適當の時機を見計つて賣出せば、茲に始めて、千住製絨所は純粹の民營に移ることに爲る。若し此處分方法を採るとせば、評價は最も正確に行はれ、且つ拂下が最も公平に實行せらるゝことに爲るであらうと思はれる。

以上述べたる如く、千住製絨所の拂下に就きては、其の形式のみならず、拂下可否の根本問題に關して、幾多綿密の研究を要する點が尠く無いのであるから、吾人は政府が此問題の解決を試みるに當りて、官業整理に對する輿論に迎合することのみを以て能事とせず、國民經濟政

策及び國家財政の廣き見地よりして、慎重なる態度を以て事に當らんことを要望せざるを得ないのである。

寫眞器械 幻燈器械

澤渡商店

芝區櫻田善衛門町四

(櫻田本郷町停留所前)

電話新橋一、一〇九
振替東京二七六八五